

# 正治初度百首

## 「中納言得業信廣」をめぐる

山崎桂子

### はじめに

正治初度百首（以下、正治百首と記す）詠出者二十三人のうち、二十二人については、定家の如く今日研究書が数冊も見られる者から、それほど論ぜられてもない範光などまで様々ではあるが、それらはたどってゆけばその伝をある程度明らかにしうる実在の人物である。しかし、ただ一人、「中納言得業信廣」なる人物については、その伝も存否も明らかになりたい。正体不明の人物である。

編纂本正治百首は、詠出者二十三人の百首歌を各人別に収めており、現存諸伝本は形態的特徴から二類に大別できる。第一類本は最巻末すなわち二十三番目に、第二類本は第八番目（権大納言忠良と前中納言隆房の間）に、中納言得業信廣の百首を載せる。端作は、

詠百首和歌正治元年十一月

### 中納言得業信廣

となっており、「正治元年十一月」の部分については、第二類本はこれを欠いている。

百首歌の内部では、恋の部の第二首目の歌が諸本とも欠けてお

り、その部分は一身分空白となっている。編纂本正治百首の場合、百首のうち一―二首の歌が欠けていると思われる所は他にもあるが、それらはいずれも書写の際の脱落と思われる、中納言得業信廣の欠脱歌の如く、そこが空白になっている所はない。信廣の百首では、現存諸本が書写される時点で既に一身分空白であったのである。

以上が信廣の百首に関する形態的特徴である。昭和十七年刊の久曾神昇氏の『顯昭・寂蓮』（三省堂）では、信廣の端作が「正治元年十一月」とあることについて、ここは正治二年（二二〇〇）秋とすべきであり、「信廣のは何か特別な事情があって、最後に掲げられたのであらう」と述べられている。信廣という人物自体については疑問を持たれなかったようである。ついで、『和歌文学大辞典』の「正治百首」の項も信廣についてはふれていない。『群書解題』も同様である。

信廣なる人物を最初に問題にされたのは、久保田淳氏である。久保田氏は、「新古今前後研究断片」（『和歌史研究会会報』第14号、昭和39年7月）の中で次のように考えておられる。まず、信廣なる

公卿がこの時代に生存していた形跡がないこと。従って「中納言得業信廣」とは何びとかの仮名・作名であろうと推論され、「中納言」ということから、社会的にかなり高い地位にある人物を想定される。そして、歌の詠みぶりなどから、結局、慈円と良経を考えておられる。しかし、久保田氏も、

目下のところでは、「中納言得業信廣」は慈円か良経のいずれかではないか、少くともこの兩人以上に適当な人物は他に求め難いのではないか、という程度で判断を中止している状態である。何かこれといったきめ手はないだろうか。

と結んでおられる。その後、「『正治二年初度百首』について——定家・家隆・良経の作品——」（秋山虔編『中世文学の研究』昭和47年、東京大学出版会、所収）の中では、良経の本百首の作品を論じられ、「この時の作品の卓抜さからも、信広を良経に擬することは躊躇される。やはり、慈円が最もその可能性が大きいと思われる。」と述べられている。

一方、有吉保氏は、『新古今和歌集の研究 兼監と構成』（昭和43年、三省堂）の書中で、中納言得業信廣に該当するものが尊卑分脈中に見あたらないこと。又僧侶関係の諸記録や南部歌林苑関係の歌人にも見えないこと。隠名という考え方も、正統国歌大観にこの信廣の初度百首と重出する歌がない、三百六十番歌合にも一首もとられていない、夫木和歌抄にも一首も入集していない、という三点から考え難いとされ、「当初の編纂本正治初度百首中に、信廣の部分のみは附載されていなかったのではないかと推察したい。」と述べられている。有吉氏の右の推察は、宮内庁書陵部蔵の「正治百首」（五〇一・九〇九）にある識語（本稿では後に引用する）によって、信廣

の百首の部分の掲載本と不載本があることを傍証とされており、編纂本正治百首成立後の追加の可能性を示唆されたものである。

以上、久保田氏の隠名説、有吉氏の後人追加説という二説を以てしても、猶疑問は残る。隠名だとしても、以後の勅撰集、私撰集に一首も入集していないのは不審であるし、後人追加であるならば、一体いつごろ、誰が、何のために追加したのだろうか。考えれば考える程不思議な謎である。

本稿は、非才をも願みず、この謎解きに取り組んでみようとするものである。

## 一、中納言得業とは？

謎を解く手がかりの第一は、やはり「中納言得業信廣」という位畧と名前である。しかし、「中納言得業」とは何のことだろうかと最初からとまどってしまおう。

そこでまず「信廣」という名前に限って、この時代にそういう名前の人物がいるかどうか、久保田・有吉両氏の作業と重なるが、もう一度検討してみる。『公卿補任』にはこの名はない。『尊卑分脈』には四人程見出せ、時代的に適合すると思われるのがうち三人。道綱卿孫藤原信廣（伊豆守従五位下為頼男）と、良門孫藤原信廣（信盛男、従五位下大和守、左衛門尉）と、平信廣（信範男、伊賀守正四位下右京大夫）である。日記・記録類では、『玉葉』に、摂政基通の家司で兵部権少輔である信廣という人物が見え、『明月記』には、信廣という名が多出するが、左大将良経家家司左衛門尉信廣という人物と、右馬権頭信廣という人物の二人が確認できる。左衛門尉信

廣は『尊卑分脈』に言う良門孫の信廣であろう。

以上のように信廣という名の人物がこの時代数人いたことは確かだが、いずれも正治百首の詠出者たりうるか、ということになると確証に欠ける。従って、正治百首の詠出者の信廣という名が、少なくともこの時代の実在人物の実名であるという望みは薄いと言わねばならない。

だが、俗人ではなくて僧籍にある人物で、「信廣」とは法名かもしれない。こちらの検索に入る前に、問題の「中納言得業」という位署について考えておこう。中納言は大納言に次ぐ官職で、位階は必ず三位以上である。久保田氏が先掲の「新古今前後研究断片」で、「かりにも『中納言』という以上、僧俗いずれにせよ（『得業』は『文章得業生』のようなつもりで用いたとすれば、俗人が用いてもおかしくないか。）作者は社会的にかなり高い地位にある人物であろう」と述べられたのは、的をしぼる意味で重要な点であろう。

尚、中納言ということから、『大日本史料』は、正治二年四月一日に権中納言に任ぜられた藤原信清（信隆男、母藤原通基女）をあてているが、これは中納言ということ（一類本端作の正治元年を信用すれば、正治二年の任中納言では合わないが）と、名前の一字が一致するのみで、用いるわけにはゆかない。

それでは、「得業」とはどういうことなのだろうか。まず考えられるのは、先の久保田氏の論文の引用中にも見える文章得業生の意である。桃裕氏氏の『上代学制の研究』（昭和22年、目黒書店）によると、「文章得業生は、元来文章生の中から成績優秀な二人を選んで給費して勉学せしめ、秀才試（方略試・対策）に応ぜしめると共に、後には紀傳道の事務にも携っていた」とある。今で言うと、さ

しずめ国立大学の教官を養成する課程の学生（大学院生）のようなものである。すると、中納言得業とは文章得業生出身の中納言である人ということになる。しかし、このような署名、表記のされ方は類例がなく、ここは、文章得業生の得業とは考えられない。

もう一つ、俗人が用いる可能性のある「得業」に、「和歌得業生」の意がある。これは恐らく文章得業生に対して、和歌の道に於ける得業生のもつて私的に用いられたものであろう。管見に入るところでは、藤原公任撰と言われている『金玉集』（群書類従本系統）の巻頭に、「和歌得業生柿本末成撰」の署名が見える。「柿本末成」とは仮託の名であろう。<sup>(2)</sup>

また、『本朝統文粹』巻第三に載せる大江匡房作の「評和歌策」では、「従四位下和歌博士紀朝臣貫成」の和歌に関する問いに、「和歌得業生従七位上志摩目花園朝臣赤恒」が答える形になっている。もとよりの間答は虚構で、「和歌博士紀貫成」「和歌得業生志摩目花園赤恒」の両名は匡房の仮託以外の何物でもない。

他には、清輔本古今集（保元二年書写本）の奥書に、「和歌得業生清輔」と自署している例が見られる。これは藤原清輔の実名であり、歌の家六条藤家清輔の意識を窺わせていておもしろい。

これらの例から、中納言得業信廣の「得業」が「和歌得業生」の意で用いられたのかということになると、その上に「中納言」とあることと、ただ「得業」とのみしるしていることに不安が残る。今少し保留して他の可能性を探ってみよう。

では、僧侶の学階の「得業」であろうか。「釈家官班記」下に、「三会遂業、以之称得業」とあり、『三代実録』貞観元年（八五九）正月八日の条に、

凡毎年十月興福寺維摩会、屈諸宗僧学業俊長果五階者爲講師、  
明年正月大極殿御齋会、以此僧爲講師、三月薬師寺最勝会講  
師、亦同請之、經此三会講師者、依次任僧都、

とあるように、毎年十月興福寺維摩会に於て研学堅義に及第して講  
師の資格を得たものが、維摩会講師を経て、翌年中に於て催され  
る御齋会、三月薬師寺に於て行われる最勝会の講師を歴任して三会  
已講となり、その勞によつて僧綱に補任される有資格者となる。そ  
の有資格者を得業と称するようである（尚、詳しくは『延喜式』二  
十一玄蕃寮の条に見える）。

私は、「中納言得業信廣」の「得業」とは文章得業生や歌得業  
生の意ではなく、むしろ僧侶の三会已講の得業であろうと考へてい  
る。すると「中納言得業」という位置は、僧界にありながし「中納  
言」という俗界の官職についていたことになる。この一見不  
思議な位置（または称）は、この場合に限つたことではなく、他の  
資料に於ても見出すことができるのである。

例えば、『宇治拾遺物語』一三〇段蔵人得業猿沢の池龍事に、「蔵  
人得業惠印」なる人物が登場し、また『撰集抄』巻第四話慶縁大  
臣（大進得業背世事に、東大寺の僧で「大臣（大進得業慶縁」とい  
う人物が見える。古典文学全集本『宇治拾遺物語』の頭注（小林智  
昭氏）を見ると、蔵人得業について、蔵人というのは俗界に於つた時  
蔵人であつたの意であろうとおられる。注の当否はさておいて、  
得業の上に俗界の官職を冠する僧の存在が確認されるのである。

更に、『維摩講師研学堅義次第』（宮内庁書陵部蔵、建久八年写、  
上中二巻。京都大学蔵、鎌倉中期写、下巻）の複製及び翻刻（昭和  
48年、吉川弘文館刊）や、その類本である大日本仏教全書の『三会

定一記」を見ると、僧名の他に「中納言得業」のみならず、「大納  
言公」だの「按察公」「侍従公」だのの別称が記されている。また  
「丹波公」「伊与公」など、国の名をもつて称されているものも見  
られる。何やら女房名のような呼称が僧界でも行われていたらしい  
のである。

ともかく右の例によつて、中納言得業の如き称をもつ僧の存在が  
確認され、正治百首の場合も、中納言得業信廣の称が妄誕に付けら  
れたものではないことがわかる。従つて、中納言得業という僧籍に  
ある人物で、信廣という法名を持つ人物の實在が一概に否定されて  
しまふとも言えないのである。

それでは、中納言得業信廣を僧籍の中から探し出すとすればどう  
であろうか。まず、先述の如く得業ということから、維摩会の講師  
か、或いはその前段階の研学堅義を及第した人物の中にあることが  
考えられる。そこで斉衡二年（八五五）から寛元二年（一二四四）  
までをカバーする『維摩講師研学堅義次第』を検索してみると、文  
治四年（一一八八）研学堅義及第で、建久三年（一一九二）講師に  
なつた信弘（弘は「コウ」、広は「クワウ」）が可能性のある唯一  
の人物である。建久三年に維摩会講師をつとめたとすれば、翌年建  
久四年（一一九三）官中御齋会、薬師寺最勝会を経て得業となつて  
いると考えられるからである。但し、この人物が中納言と称してい  
たのかどうかは不明である。

やはり、ここでも僧界の人物が中納言などの俗界の官職を以つて  
称するという奇怪な問題に行き当り、立往生を余儀なくされる。

## 二、公名について

私はここ二・三年の間、右の如き問題——僧の称号——について、それがどういふことを意味するのか理解に苦しんできた。『改訂新編国語辞典』で僧正の項を引くと、説明のあとに「大僧正は大納言、僧正は中納言、権僧正は参議に相当する」とある。僧官・僧位に対する俗位の相当があつたらしい。この官位相当は時代が下るに従つて、相当する俗位が下がってくるが、『釈家官班記』下には、建武二年（一三三五）後醍醐院御代に、「大僧正（可准二位大納言） 僧正（可准二位中納言） 権僧正（可准三位参議）」（八）内は割り注、以下同じ）と改定されたことが記されている。官位相当から言えば中納言は僧正であるが、僧侶が俗位相当を以つて自らの位署をしたり、称したりということは考えられない。

中納言得業某という場合の「中納言」が、一般に「公名・君名（きみな）」と言われるものであるらしいという手がかりを得たのは、つい最近のことである。多くの方々には旧知のことであつたかもしれないが、この公名について少しく記しておきたい。『日本国語大辞典』（小学館）によると、

「きみ」は公卿の意

天台宗などで、堂上の子息を弟子とする場合、まだ得度してない児童に父の職名をつけて、大藏卿、治部卿、右中将、大納言などと公卿の名で呼ぶこと。きょうな。

とある。この説明の資料となつたと思われる『貞丈雜記』には、次のように記している。

天台宗の寺の僧の名に、民部卿兵部卿式部卿など、云は、是を君名と云也、他人より云には、民部卿の君など、云也、畢竟は喚名也、かの僧、民部卿式部卿の官に任じたるにはあらず、

（中略）、其根元を正せば、摂政関白の子の僧になりて、法印になりたるをば殿法印と云、（攝政関白を殿と称する故也）左大臣の子の僧正になりたるをば、左大臣の僧正と云、式部卿の子の法印になりたるをば、式部卿の法印と云類、皆父の官を以て称する也、また、『類聚名物考』には、「僧の官名をもて呼名とする事」は「寛平法皇の御時より初るといひ傳へたれども、これもさだかなるしるしなし」と言う。

この公名は右に拠ると、天台宗で行われたものであるらしく、では他宗ではどうだったのかと疑問が生じてくる。また、右の説明だけでは理解しにくい例にしばしば出くわす。もう少しこの問題に頭を突込んでみなければならぬ。

例えば、『山槐記』治承三年（一一七九）十月十日の条は、道法法親王の受戒のことを記した中で、房官と有職非職の僧名を三十名も掲げている。その中に、「教賢（大）都権臣（金佐隆）教子（云々）」とか、「行賢（大）都権臣（下野前司）有同子（云々）」と見えるところからすると、必ずしも堂上（公卿）の子息というわけではないようだし、父親が兵衛佐であるのに「大夫」であつたり、下野前司であるのに「大藏卿」であつたりしている。中には、「範羅（大）都権臣」というものもある。これは父親が三河の国司であつたのだろうか。『日本国語大辞典』は、「まだ得度してない児童に」と説明しているが、右の例の「都維那」「寺守」は三綱の職であり、当然得度しているはずで、得度の後も公名を冠して呼んでいられるように見える。

『山槐記』の例が、『日本国語大辞典』や『貞丈雜記』の記述と合致しないのは、宗派による違いに因するのだろうか。『山槐記』に見える道法法親王は仁和寺の覚法法親王の弟子である。周知の如

く仁和寺は真言宗の門跡寺であるから、ここに名に見える僧侶は真言宗の僧であろう。

これら宗派ごとの相違をすべて明らかにして行くことは、もとより私の能うところではないが、幸いに真言宗については、教王護国寺（東寺）に東寺百合文書という膨大な資料が残されており、その研究成果も報告されている。今は、富田正弘氏の「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造、付寺僧一覽・諸職補任・索引」（京都府立総合資料館『資料館紀要』第八号、昭和55年）を引用させていただこう。富田氏は、作成された東寺諸職補任表の説明のところでも次のように述べておられる。

表二（山崎云、東寺諸職補任表のこと）の僧名は、法名のほか、院号ないし仮名をも示した。院号とは称号ともいい、寺僧のうち、住坊の院主になったものに許される称号で観智院、増長院などという院名のことである。この称号は、院主職の譲与を受けたものが廿一口供僧方の承認を得て名乗ることができた。寺僧が他寺の子院の院号を名乗る場合も同様である。称号が承認されると、廻請や合点状、書札の宛所に院号が書かれるようになる。これに対し、称号<sub>||</sub>院号をまだ許されない寺僧は、仮名を名乗った。仮名は、字のごとく仮の名で、称号を許される

までの通称であって、太政官の官職名を仮り、大納言・民部卿などと称した。仮名は、寺僧になるときから与えられ、僧名が変わっても、院号を称しても、生涯不変であった。仮名は、院号をもたない僧を、廻請・合点状・書札の宛所など他人が呼称するような場合に、使用されるのである。なお、院号をもつ寺僧でも、自分が年預として書く廻請では、自分に院号を付さず仮

名を付す慣習となっている。

（傍線山崎）

富田氏によると、太政官の官職名を仮りて大納言・民部卿などと称するこの名を、仮名（かりな）と言うことがわかる。それは院号を許されるまでの通称であるが、僧名が変わったり、院号を称しても生涯不変であったという。この知識を以って、先の『山槐記』の記事を見ると、ことごとくが納得される。仮名は堂上の子息にのみつけられるものではないし、また、必ずしも父の職名によるわけではないようである。

『山槐記』の記事には、「参河公」とか「祐賢（上科上許法門頭兼少将）」（寶運入備前公皇后亮顯子）」の如く、国の名で称している僧もある。これについては、同じく富田氏の論文に、

公文は青侍・目代・雑掌・納所・庄領代官と同一階層の下級僧侶で、当然僧名をもっている。しかし、その通称・僧位僧官は寺僧と全く別の体系をなしている。寺僧の称号にあたるものは、国名であり、ある一定の出家奉公のち、越後や若狭などの名乗りを許されるのが国名である。これも廿一口方の評定において、認許されるのである。国名をまだ許されないものは、乗観・乗南などの仮名が与えられる。（傍線山崎）

とある。最後の一文には注が付されており、その注に、「ここでいう仮名は、また称号ともいわれる場合もあり、国名が仮名と呼ばれる場合もある。したがって、当時はここでいう国名・仮名も、仮名・称号といわれたと考えられるが、ここでは仮名のうち国名を区別し、寺僧の仮名・院号と対比するため、仮名を国名以外の乗観等の呼称に限定して用いる」とある。

富田氏によると、寺僧の称号（院号）・仮名に対して、公文の場

合、国名・仮名が存在する。寺僧の場合の仮名は太政官の官職名を仮りて称されるが、公文の場合はそうではない。国名は寺僧の称号（院号）にあたるものらしいが、この国名を持つのは、従って公文の僧である。「山槐記」に見える、祐賢、實運、範耀の三名は、いずれも公文の僧で、「上総」の国名を許され「上座」の官にある祐賢、「備前」「参河」の国名をそれぞれ許された實運、範耀であることが了解される。

天台と真言の宗派によって、僧の呼称に大きな違いのない限り、富田氏の「仮名」「国名」は、僧界一般に及ぼしてよいのではないかと考えられる。これら仮名、国名に「公」を付けて、「中納言の公」「参河の公」と呼んだことが、『日本国語大辞典』に言う公名であろう。しかし、仮名や国名が何によってつけられるのか、つまり、何のゆかりも必然もなくつけられるのかということとはよくわからない。具体的に調べてみると、父の職名によると思われ例がないが、やはり、一族の者の縁で名付けられていると思われる例がある。

結局、「中納言得業信廣」に於ける「中納言」を有力な手がかりとして、僧籍にある特定人物への的を絞ってゆくことは、調査不足で出来そうもない。本節は大きく手廻をしてみましたようだ。

### 三、書陵部本の識語から

ところで、正治百首の伝本の一つである宮内庁書陵部蔵本（五〇一・九〇九）には、下冊の末尾に次のような識語がある。他の伝本には見られないものである。本節では少し観点を交えて、この識語

から考えて行きたい。

書陵部本識語は、有吉氏も先掲の書中で引用しておられるが、翻字と読み私と多少相違がある。

中納言得業信廣於流布本者無此作

者所載或本也若被追加歟位署書様

不審然而依見及書入位司之次第以外

上下者也後人任目錄可令書直之

次にこれを試読してみる。

中納言得業信廣、流布本に於ては此作者無し。載する所は或本なり。若し追加せらるる歟。位署書様不審なり。然れども見及ぶに依りて書き入る。位司の次第、以て上下に外れるものなり。後人、目錄のままに書き直さしむべし。

書陵部本識語の言うところは次のように要約できよう。中納言得業信廣については、流布本にはこの作者を載せていない。載せているのは或本である。それを見ると、後に追加せられたのであろうか。「中納言得業」という位署書様は不審である。しかし、或本にあるので、これによって書き入れる。従って、「中納言」（或いは「得業」という位署からすると、詠進者の身分の上下に外れる（が、最後に付け加えておく）。これを書写する後人は目錄のように上下身分の合うように書直すべきである。

流布本には信廣の百首がないと言い、あるいは或本だと言う。すると、信廣の百首がある本（二十三人本）とない本（二十二人本）とがあったのである。後に追加せられたのか、と言っているのは、後人が勝手に百首歌を作って追加したと言う意味ではなく、少し遅れて詠進者に加えられた（つまり、詠進者の追加があった）からだ

るうか、という意であろう。堀河百首などにもこういう例は見られるところである。ただ、実際には詠進者の追加という事情は、信廣の場合考えられない。

私は、書陵部本識語によって、正治百首は当初、信廣の百首を持たない二十二人本であったと考えたい。後に、信廣の百首が加わって、現存のような二十三人本になったのであろう。書陵部本は靈元天皇宸筆の外題を持つ江戸初期の写本であるが、右の如き識語が書陵部本書写の際に記されたのか、又はそれ以前の親本に記されていたのかわからない。が、ちょうど正治百首の成立と書陵部本書写の中頃にあたる、文明十七年（一四八五）正月の『実隆公記』に次のような記述がある。これをもって一つの目安とすることができよう。

○正月廿四日丁未霽（中略）及晚自室町殿被召雜掌、正治百首内、御製、式子内親王、後京極攝政、守覚法親王、定家、家隆等卿以上六人分被新写之加校合可進上之由也、明日可沙汰進上之由申入之、政行奉云々、

○廿五日戊申晴、滋野井朝凜相伴、被携中酒、正治百首加校合午後進上之、入夜子刻、以御使武田三郎、彼校合事早速沙汰進上喜思食之由、自室町殿被仰下、畏入（音）□□、

○廿八日辛亥晴（中略）及昏自室町殿為二階堂消□正治御百首内中納言得業信廣詠哥一卷被送下之、此哥於何集有所見哉作者御不審可助申□由也、更不得才学、凡畧之様書中納言得業之□不審之由申入了、

廿四日の条では、室町殿（義尚）が正治百首の内、御製他六人の百首を臣下の誰かに新たに書写させたので、それに校合を加えてくれるよう、実隆に頼んできた。実隆は明日進上するとの由を申し入れ

た。翌廿五日には約束の校合を了え、進上した。そして、廿八日には、義尚から正治百首の内の「中納言得業信廣」の詠歌一卷が送られてきた。いったいこの人物の歌は何の集に入っているのだろうか。作者に不審があるので、ちょっと調べてみてくれ、と言うのである。しかし、当代一流の学識をもって鳴る実隆も、「更不得才学」とあっさりかぶとを脱いで、位署に中納言得業と書いているのは不審だということを申し入れたにとどまった。

実隆の見解を聞くことができないのは、義尚のみならず後世の私も残念と言うより他はないが、この頃、少なくとも義尚の書写させた正治百首には信廣の百首があったことが確認される。そしてそれは、「中納言得業信廣詠哥一卷」とあるように、一人一卷ずつで、現存本の如く一冊乃至二・三冊にまとまった形態ではなかったことも窺える。書陵部本の奥書と『実隆公記』の記述との似通いから見ると、或いは書陵部本の親本となった本は、『実隆公記』に言う義尚本で、この時、二十三巻がまとめられ、「中納言得業信廣於流布本者無此作者……」の奥書もつけられたのかもしれないなどと考えてみるが、流伝の経路などはわからない。

また、『実隆公記』で実隆が信廣に心当りがないと言っている点から考えると、この百首が実隆の頃の人物によって詠まれたものではないだろうということ予想させる。後述の如く、信廣の百首を眺めてみても、やはり新古今頃の詠みぶりであるように思われるのである。

右の推測を支える一つの証拠として、鳥題の問題があげられる。正治百首は四季、恋、雑という部立であるが、就中、雑部に鳥題があるのが大きな特徴である。この鳥題に下命者である後鳥羽院より



の制止があったことは、永青文庫蔵の「俊成・定家一紙両筆懐紙」(定家・俊成勅返状)なる資料が紹介されて近年有名になった。その制止とは、鳥題で雁と千鳥を詠むことと、述懐の心を詠むことであったらしい。定家は自らこの制を破って詠進したわけだが、他の詠進者は皆、制を守っている。

信廣の鳥の歌を見ると、「あしたづ」「わし」「はしたか」「からす」「ゆふつげどり」と、きちんと制を守って詠んでいる。鳥題では、もっとも詠まれやすいために制止とされた「雁」と「千鳥」を、制止の事情を知らない者がはずして詠むとは考えにくい。やはり、この間の事情に明るい、この時代の人物と考えてみる方が妥当であろう。

さて、ここでひとまず私なりの見通しを記しておこう。私の推理(?)の大筋は次のようになる。中納言得業信廣は、正治百首の頃の人物であり、歌もその頃の作品であろう。しかし、当初、正治百首の催しに信廣は加えられておらず、もちろん詠進者ではなかった。従って、正治百首は二十二人の詠出者の百首によって成るものであった。ところが、正治百首成立後、時を経て、少なくとも文明十七年頃には、既に或本には信廣の百首が加わっており、二十三人本となっていた。そして、書写の際に二十二人本は信廣の百首をとり入れて行き、現存二十三人本ばかりとなった。というものである。この見通しに誤りがなければ、謎の鍵を手中にしたも同然なのであるが……。

#### 四、後鳥羽院隠名説

私の推理の見通しに立つと、第一節での結果をも併せて、ここは必然的に隠名説に落ち着いてくる。そこで、私の考えるところの最もありえそうな仮説を立ててみることにしよう。その仮説上の人物とは、他ならぬ本百首の下命者である後鳥羽院である。

後鳥羽院なら、鳥題も難なく詠むことが出来るし、隠名を使うことも、建仁二年(一一〇二)五月廿六日影供歌合、同年六月水無瀬釣殿当座六首歌合、同年九月水無瀬殿恋十五首歌合、元久詩歌合などに、「藤原親定」或いは「左馬頭藤原親定」の名で出詠していることから見て不思議ではない。

重要なのは、後鳥羽院の百首は既に「御製」として正治百首巻頭に据えられていることである。つまり、百首の催しに一人が二つの百首を出詠するということはありえない。従って、正治初度百首に出詠している人物がもう一つ百首を出詠しようとする時、必然的に「隠名」という手を使わねばならなくなる。が、他の詠進者でそのようなことをする必要のある者はいないし、そのようなことのできる立場にある人物も院以外にはいない。

では、院が隠名でもう一つの百首を詠む必要はどこにあったのか。周知の如く、正治百首には本稿で問題にしている初度百首と、第二度百首とがある。第二度百首は詠進者の顔ぶれから見て、初度にもれた歌人達に召されたという形になっているが、初度に付随するようなものではなく、あくまで別箇の催しと私は考えている。初度とは部立が大きく違うなど、第二度百首独自の性格と成立事情を私は認めたいと思っている。

第二度百首詠出者十一人のうち、初度と重複して出詠しているのは、院と範光と慈円だけである。範光については、それなりの事情

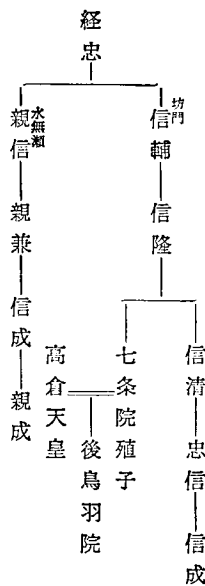
があつたことを既に憶測した。<sup>(7)</sup> 二度百首の百首配列順は諸本とも同じで、御製、範光、雅経、具親、隆実、家長、長明、季保、宮内卿、越前、神主康業となつている。巻軸にあたる「神主康業」が慈円のことで、端作に「神主康業実経和尙」目録に「神主康業慈園隱名」とある通りである。

慈円の隱名好みは既に知られるところだが、ここで注目したいのは、巻軸という位置と、「神主康業」という隱名とである。まず巻軸という位置について。二度百首は一応初度にもれた歌人を対象に召された形になっているが、巻頭の院御製に対して巻軸を飾るにふさわしい歌人は、やはり初度にも加わつた慈円あたりではなかつたか。その意味で慈円が選ばれ、百首詠を巻軸に置かれたということとは納得できる。このように多人数百首の巻頭巻軸に位置する百首を理解することができるとすれば、それは後鳥羽院の新古今集切継作業に見られる意識へとつながるものかもしれない。

次に、「神主康業」という隱名は、当然のことながら、初度百首の「得業」との照応を思わせる。「神主」に対して、僧侶の三会已講の意の「得業」であれば、やはりそこに何らかの意識を考えないわけには行かない。私は、初度百首は当初二十二人本であつたと先に推測したが、二度百首成立後、院は初度百首を二度百首と対応した形に編纂することを思いつき、自詠の百首（恐らく院の習作類が集められたのではないか）に、「中納言得業信廣」と署して秘かに加えた。それは、はからずも初めて下命した百首の巻頭巻軸を自詠で飾るということになつた。いかに後鳥羽院なら思いつきそうなことではないか。

しかし、私の右の推論が大方の共感を得るためには、もう少しそ

の必然性が説かれねばならないだろう。そのために、今一人、水無瀬信成なる人物を登場させよう。家名の水無瀬は、現大阪府三島郡の地名によるものと思われるが、後鳥羽院はこの地に離宮水無瀬殿を營んでいた。『増鏡』（おどろのした）などに記しているように、四季折々の御遊につけて行幸し、院の最も好んだ場所である。信成は藤原北家道隆流、藤原親兼の男であるが、後鳥羽院の勅により、同流坊門忠信の猶子となつた。忠信は信清男で、信清の妹が後鳥羽院生母七条院種子であるから、坊門家は後鳥羽院の母方の里に当る。略系図を示すと次の如くなる。



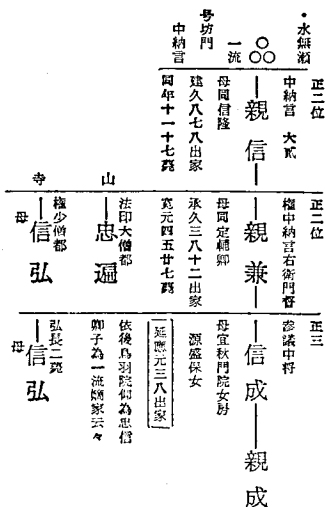
さて、承久の変によって隠岐へ流された院の勅命により、信成とその子親成が、主を失つた水無瀬殿を守ることとなつた。『増鏡』（新嶋もり）には、院が隠岐から修明門院へ贈つた歌として、

水無瀬山我ふる里はあれぬらん雖は野らと人もかよはで

などの歌をのせている。院にとつての水無瀬が如何ような存在であつたかが察せられる。その後、延應元年（一二三九）後鳥羽院は有名な手印を捺した置文を信成父子に賜い、水無瀬他の所領を管領させ

て、自分の菩提を弔うよう命じ、同年二月二十二日かの地に崩じた。かくて、信成は水無瀬一流の祖となり、この置文と御影などを納めて伝えたものが、今日の水無瀬神宮である。

信成がいつごろ忠信の猶子になったのかは、はっきりしないが、信成を縁に実父親兼と坊門家、後鳥羽院とが浅からぬ関係にあったことが考えられる。このことが本稿の謎解きにどのようにかわってくるかと言うと、第一節で捜し出した信弘なる僧が、実は信成の一族に見出せるのである。『尊卑分脉』を簡略化して次に掲げる。



『尊卑分脉』には、親兼の兄弟と子に「信弘」を掲げているが、子であり信成の兄弟にあたる方は恐らく誤りであろう。第一節に於いて、『維摩講師研字堅義次第』から、文治四年研字堅義及第で、建久三年講師になった信弘を検索したが、親兼の年齢（承安元

年（一一七二）生、建久三年で二十一才）から考えて、その弟と見るのが妥当であろう。この信弘が建久四年に宮中御齋会、薬師寺最勝会を経て三会已講となり、得業と称し、僧綱に補任されて、『尊卑分脉』に言う如く極少僧都となったものと思われる。

また、『尊卑分脉』で信弘の肩付に「寺」と記しているのは、寺門すなわち園城寺のことであるから、信弘が天台宗寺門派の僧であったこともわかる。すると、彼が「中納言」という公名を持つためには、父親或いは兄弟に中納言になったものがいなくてはならない。信弘の父親信が、文治五年（一一八九）七月十日権中納言に任ぜられている（『公卿補任』）ことや、彼が坊門中納言と号していた（『尊卑分脉』）ことから見て、信弘の公名が中納言であったと十分考えられる。

私の仮説では、「中納言得業信廣」は後鳥羽院の隠名であろうという事になっていったが、なぜ後鳥羽院がそのような隠名を用いたのか、その必然性を探ってみようとしたのである。恐らく院は、親兼の弟で信成の叔父に当る中納言得業信弘の名を使い、同名を避けて、「信廣」としたのではなからうか。

先述の如く、後鳥羽院は歌合などで「藤原親定」の名をよく用いている。このペンネームについて、丸谷才一氏は『後鳥羽院』（日本詩人選10、昭和49年、筑摩書房）の中で、次のように述べておられる。

これはまだ指摘されていないことのようにだが、水無瀬釣殿当座六首歌合だけではなく、同年九月の水無瀬殿恋十五首歌合でも用いられた親定という筆名は、定家に対する親愛の情のあらわれに相違ない。「定」の字はまっすぐ定家を指し示すだろう

し、また彼以外の何人をも指さないのである。(二八六頁)  
が、私の印象では、親定の「親」は水無瀬家の契字「親」に拠った  
のではないかという気がするのだが。

## 五、伝本系統上の問題

回り道をしながら、仮説の上に推理を重ねてきたが、ここで伝本  
系統上の問題について整理しておく。

正治初度百首は当初二十二人によって成るものであったろうとい  
うことは、先に述べた通りである。その後、後鳥羽院が「中納言得  
業信廣」の隠名で自詠の百首をまとめた。その時期は、二度百首  
の、「神主康業」からヒントを得たと見ると、二度百首成立後であ  
らう。後鳥羽院の意識の上では、隠名の百首はごくごく私的な意味  
合いでまとめられ、秘かに正治初度百首に加えられた。私的な意味  
合いと言うのは、既に披講も終わって編纂されているのだから、  
自とそういう見方になってくるだろう。そのことは、本稿のはじめ  
に述べたように、信廣の百首の恋の部第二首目が諸本とも空白  
で、書写の際の脱落というよりは、もともと一首欠けていた態を  
示していることと重なってくる。すなわち、信廣の百首は他人の目  
を意欲して精撰されたものではなかったのではないかということであ  
る。

ところで、信廣の百首が加えられたと表現したが、その状況を少  
し具体的に把握しておく。第三節で『実隆公記』の記述を見た  
が、その際、現存本の如く一冊乃至二・三冊にまとめられた状態に  
はなく、一人一巻ずつの百首が集められたという形であったことに

注目したい。つまり、後鳥羽院は信廣の百首一巻を二十二巻の正治  
百首の中に加えておくだけでよかったのである。かくして、院の所  
に献上された証本ともなるべき二十二本正治百首は、二十三人本  
となり、坊間にあった正治百首は二十二人本のままであったと想像  
される。

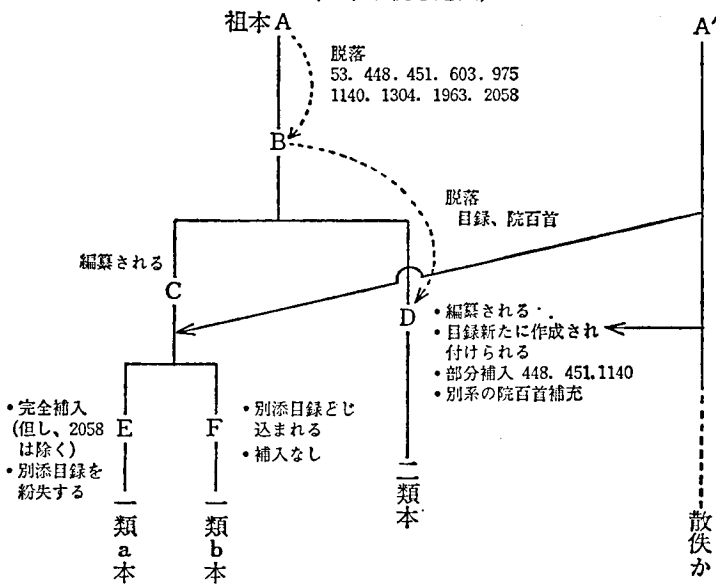
信廣の百首が新古今時代のものでありながら、以後の勅撰集私撰  
集に入集していないことの理由は、右の如き状況を考えることによ  
って求められるのではなからうか。従って、二十二人本が、信廣の  
百首を持つ二十三人本を見て、不審を抱きながらも取り入れて行っ  
たのは、『実隆公記』の記述を目安とすると、文明十七年頃のこと  
であったらうと推測される。

かつて私は、正治初度百首の伝本系統を次のように想定した。

(次頁)この想定図に即して信廣の百首を考えてみよう。祖本A、B  
段階では二十二人本である。BからDの過程で、目録と本文第一番  
目の院の百首(御製)が脱落したと考えたのは、一類本と二類本で  
は、この院の百首(御製)に大きな違いが見られるためである。す  
なわち、一類本系の院の百首は第一次草稿と思われるのに対して、  
二類本系院百首は第二次草稿と思われるのである。恐らく、B→  
D段階でなくしてしまった院の百首を補充すべく捜した結果、本来  
A時点でもっていた百首とは違う第二次草稿の百首で以って補充し  
てしまったのであろう。その時、——私の推論の如く、信廣の百首  
が後鳥羽院のものであったとすれば——院の百首と共にあった信廣  
の百首をも、取り入れてしまったのであろう。そして、信廣の百首  
は「中納言」ということから、権大納言忠良と前中納言隆房の間に  
入れられて、一冊にまとめられ、その百首順と合致した目録を新た

に作成して付けられたものと考えられる。

(伝本系統想定図)



〔図中 A～F は仮想本。各仮想本間には、もっと多くの伝写過程が考えられるが、ここは簡略化するため、実線で結び示した。〕

一方の一類本は、二十二入本の C 段階で二冊にまとめられたと思われる。その後、信廣の百首を持つ本のあることを知り、信廣の百首をとり入れ、こちらも二十三入本になった。しかし、既に二冊にまとめられていたため、後から加えた信廣の百首は最巻末に書写されたのであろう。この時、目録のみは信廣を忠良と隆房の間に入れた形に作られたが、尚、不審を抱いた書写者が書陵部本に見られるような識語を記したのではなからうか。その後、別添であったと思われる目録が紛失したが、一類 a 本であり、別添目録を本文に綴じ込んだのが一類 b 本である。一類 b 本は、書陵部本に見られるような識語が親本にあったものの、その識語は書写せず、かつ、「後入任目録可令書直之」と識語に言うところに従わず、そのままの順で百首を書写したのであろう。

以上が、かつて私の発表した伝本系統想定図に於ける信廣の百首のかかわり方である。この場合、祖本 A (二十二入本) と同時に、後鳥羽院の手もとにあったと想定される二十三入本は、長く人の目に触れなかったけれども、確かに存在していたわけであるから、A' として図中に書き入れると、前図の右側が加わることになる。D は A' より別系の院百首 (第二次草稿院百首) と信廣の百首を取り入れ、C は A' より信廣の百首を取り入れた。A' は『実隆公記』に「中納言得業信廣詠哥一卷」とあった如く、各人の百首が一巻ずつ別になつた形のものであつたらう。恐らくそのために後々散佚をまぬかれ得なかつたであらう。

信廣の百首を後鳥羽院のものであろうと仮定すれば、一類本と二類本とで院の百首が違っていること、すなわち改作の問題をも合理的に説明できる。つまり、最初に院の提出した百首は、とりあえず作

成した第一次草稿の百首であったが、それが坊間には流れて行った(A)。ところが、院は自分の所に消書されて献上された正治百首(A)のうち、自分の百首に少し手を加えた(これが院の第二次草稿の百首となる)上、中納言得業信廣という隠名でまた別の百首を作成し、付け加えたのである。この本(A、二十三入本)は長く人の目に触れることもなかったが、後になって探し出され、院の百首と信廣の百首がD(二類本)に書写された。また、C(一類本)へも信廣の百首が書写され、加えられて行ったと考えられるのである。

## 六、信廣の歌

さて、私の推論——信廣の百首は後鳥羽院のものであり、「中納言得業信廣」とは後鳥羽院の隠名である——は、もう一つ、重要な検討の余地を残している。それは言うまでもなく信廣の歌である。

百首の歌が推論どおり後鳥羽院のものであるのか、否か、一番難しい問題である。この問題に関して、私は今のところ、積極的に後鳥羽院隠名説を支持するだけの徴証を得ていない。信廣の歌を一つ一つ読み解いてゆくという作業の上に帰納される結論が最も有力なものであるということはもちろんである。但し、既に本稿の紙幅も尽きてきたので、信廣の百首を読み解く作業の詳細は別稿を以てすることとし、ここでは信廣の百首に見られる二・三の特徴についてふれておきたいと思う。

まず、信廣の百首の中で、詠者の身边状況を窺わせるような内容の歌がないか捜してみる。例えば、正治百首詠出者の一人讃岐には、暮はつる年のつもりをかぞふればむそぢの春も近付にけり

という冬の部最後の歌があり、「むそぢ(六十路)」という年齢を知ることができる。が、残念ながら信廣の歌にはそのような歌は見当らない。

信廣の百首の中で述懐性のある歌を拾ってみると、次のような歌がある。

和歌の浦のしほみつよにも葦田鶴のよるかたもなみ鳴迷ふらん  
鳥題の一首目で、「葦田鶴」を詠んでいる。「和歌の浦」は歌枕であると同時に、ここでは歌壇を意味している。正治百首には、

きみか代は雲みになれしたづもみな和歌の浦にて千年をやへん

(隆信、祝)

きみか代は八雲の空のはじめよりよむともつき和歌のうら波

(寂蓮、祝)

今はとて沢辺にかへるあしたづのなをたちいづる和歌のうら波

(讃岐、鳥)

うれしさの身にしむわかのうら風を袖にぞつゝむ鶴の毛衣

(丹後、鳥)

の如く、後鳥羽院による応制百首の催し、ひいては和歌の道に対する院の好尚を言祝ぐ歌がある。

しかし、信廣の歌は、和歌の浦の潮満つ代、すなわち和歌隆盛の代となっても、あしたづは羽を休めて寄りつく所もなく、波に鳴まようことだろうという意で、あしたづに喩えられている不遇意識が見られる。著名な本百首定家の鳥題の歌、

きみか代に體を分しあしたづのさらにさはへの音をや鳴べき

や、俊成和字奏状の「和歌のうらのあしべをさしてなくたづも……」の歌、或いは『源家長日記』に載せる、定家の遷昇をめぐる俊成、

定長(寂蓮)の歌と関連があるかと思われるが、信廣の歌ではなぜ「鳴迷ふ」のかははっきりしない。雲居(殿上)への希いが許されぬのをかこつのか、官途の進まざるを歎くのか、わからない。院の歌だとすれば、不遇歌人を「葦田鶴」に喩えて、鳴迷っているであろうと推測したものか。

正治百首には、祝題五首があるが、通例祝題では天皇や上皇を讃美し、御代の永久ならんことを言祝ぐ。例えば

君が代はあまてる神にまかすれば空に千とせはかねて見えけり

(俊成、祝)

玉椿ふたゝび色はかはるともはこやの山の御代はつきせし

(良経、祝)

の如きである。しかし、讃美される側の天皇や上皇の祝の歌では立場上少し事情が異なる。後鳥羽院の祝の歌では、

万代の末もはるかに見ゆる哉みもす河の春の明ぼの

千早振日よしの影ものどかにて波おさまれるよもの海哉

の如く詠まれており、「君が代」「わが君の御代」などとは当然詠まない。あくまで「万代」「千代」「千年」と詠まれる。これは全く当り前のことだが、信廣の歌ではどうなっているか、という点に私は興味があった。

信廣の祝の歌は次の五首である。

一すぢに御世も久しくみもすその末の流も君にまかせて

朝夕にきけばはこやの山高く明暮よばふ万代の聲

君か代ははまの真砂の岩と成てみな、てつくさん天の羽衣

津の国の難波のしはざみことりの皆住吉の神や守らん

敷島の道もとだえし磯上ふるまふなをば御代にそへつゝ

いずれも臣下の者の立場で「御代」を言祝いだ歌である。もっとも、後鳥羽院が詠んだ歌であっても、「中納言得業信廣」の立場で詠むのだから、「御代」と詠もうが一向差し支えない。これも有力な証拠とはなりそうもない。

ところで、右の歌のうちの二首目「朝夕にきけばはこやの……」の歌は一体どういう意味であろうか。「はこや」は仙洞のことであり、事実上後鳥羽院をさす。その仙洞御所の山高く明暮よばうというのは、誰が呼ばうのであろうか。

もろともに砌のたずもよばふなりはこやの山のよろづ代の聲

(新統古793、権大納言実秋)

菅の根のながらの山の嶺の松吹きくる風もよろづ代の聲

(続古1922、前中納言資実)

などの歌からすると、「たづ」や「松」を吹く風が、「よろづ代の聲」を発するらしい。もし信廣の歌を、人々が呼ばうと理解すると後鳥羽院讓位直後のことをさすのか、などと思ってみるが如何であるう。尚、この一首、「朝夕にきけば」と「明暮よばふ」で、同意義の語の重複になっている。

信廣の祝の歌の五首目「敷島の道もとだえし……」の歌の「敷島の道」とは和歌の道のことである。現在の歌壇状況を詠み込んでいるのかと思われるが、第四句「ふるまふなをば」の意味が不明である。信廣の百首には、この歌の如く解釈のしにくい、どちらかと言うと歌意の不明確な歌が多いというのが私の印象である。例えば、

今朝よりは空も長閑に都人霞や春をいはひこむらん

は、春部第一首目で、立春の體を詠んだものであるが、第三句の「都人」が意味的に落ちつかない。雰囲気としては立春の感じを伝

えるが、「都人」の句が解釈に有機的にかかわってこない。また、春十九首目、

みがくれてすだく蛙に山吹の影さへさはぐるみでのうき草  
後拾遺集199長運法師の、

みがくれてすだく蛙のもろ声に騒ぎぞわたる井手のうき草  
の影響下に詠まれたと思われるが、信廣の歌では、下句が「山吹の影さへさはぐ」と「さはぐるみでのうき草」となり焦点が定まらな  
い。各種素材をとり込みすぎたという感がある。

おしみかね心のはてはゆく春の故郷とこそみはなれてけれ(20)  
なども解釈にむつかしきを感じさせる歌である。

次に歌の技巧の面では、

しぼるなよ花の木陰に雨ふりて桜にぬるゝ袖のしづくを(14)  
の如き初句切や、

日はくもる梧の葉がくれ秋やときさよ風涼しねやの手枕(36)  
の如き多句切、体言止が多く見られる。また、掛詞の用いられた歌  
がかなりある。例えば、

月のよはゆかぬ旅ねをすまの浦なく心ちする浪の音哉(45)  
とりくゝに時雨も箱もふる里のみやぎの紅葉色やますらん(52)  
ほのかにも人を見山の草がくれなれより月のしける袖哉(71)  
の如きで、常套的な使われ方と言えよう。

最も重要なのは、他歌人との類似歌並びに影響関係である。これ  
が有力な手がかりとなると思われる。信廣の歌には、本歌取と言う  
よりも、むしろ先行の歌の言葉をもそのままとり合わせて一首を成し  
たという体のものが多い。例えば、

岩間とぢし氷も今朝は音羽川閑いれて落る瀧の春風(2)

は、上句を、新古今集7にとられた西行「御裳濯川歌合」の、

岩間とぢし氷も今朝はとけそめて苔の下水道もとむらむ(「西  
行上人集」では第五句「道もとむなり」)

に拠り、下句は拾遺集45伊勢の、

音羽川せき入て落す瀧つせに人の心のみえもするかな

に拠って構成していることは明らかである。

思はずよ若菜ゆへとて占野に昨日も今日も雪をつめとは(4)

右の歌は、万葉集40山辺赤人の、

春立ば若菜つまむと占し野に昨日も今日も雪は降りつゝ(新古  
今集11に初句「あすからは」として入集)

の歌に拠っている。

昔おもふ花橋に風過ておつる泪もかほる袖かな(27)

は、古今集139の

さつきまつ花橋の香をかげば昔の人の袖のかぞする

に拠って詠まれたものではあるが、『式子内親王集』のB百首中

の、  
昔おもふ花橋に音づれて物忘れせぬほとゝぎすかな

や、俊成の「治承右大臣兼実家百首」中の、

雨そゝくはな橋に風すぎてやまほとゝぎす雲になくなり(新古  
今集202に入る)

との影響関係を思わせる表現となっている。また、

袖は雲心はなみに成果て身より他なる五月雨そなき(30)

の初句と二句の対句的用法は式子内親王の家集中のA百首とB百首

に見られる、

胸の閑袖の湊となりにけり思ふ心は一つなれども



宿る袖くたく心をかごとにて月と秋とを恨みつるかな  
の歌や、達磨歌期の定家の歌を想起させる。

以上の他にも信廣の歌の特徴は数えられるが、総じて意味の通じにくいような妙な歌が多いという印象を受ける。それは和歌初心者に見られる習作類の一つの特徴とは考えられないだろうか。信廣の百首の端作に、第一類本が「正治元年十一月」と記していることは、本稿のはじめに述べたが、この注記が本来的なものであったとすると、正治元年十一月までの詠草をまとめた……などの覚え書きかと考えてみるが、どうだろうか。第二類本は書写の際、「正治元年」とあるのに不審を感じて、その注記を除去したのではなからうか。

### おわりに

私のこの謎解きも、めぐりめぐって終章に至って尚謎のままである。これは永久に解けない謎なのだろうかと落胆する一方で、こんなはずらをした祖先のことに想いををせると、私はある種のほほえましさと親しみを禁じ得ない。

ここに提出した後鳥羽院隠名説は、私なりの謎の解き方の一案である。今後、信廣の歌の読みとりなどを通して、この問題を考えたいと思っている。

(昭和五六年五月稿)

### 注

(1) 詳しくは拙稿『正治二年初度百首和歌』(『国文学』第84号、昭和54年12月)を参照いただきたい。

(2) 竹鼻結氏執筆の「金玉集」解説(『日本古典文学影印叢刊12』『新撰朗詠集、金玉集、臨永和歌集』昭和56年)に詳しく述べられている。

(3) 伊地知鏡男氏編著『日本古文書学提要(上)』(昭和41年、新生社)二八三頁による。

(4) 久保田淳氏の「後鳥羽院歌壇はいかにして形成されたか」(『国文学解釈と教材の研究』22巻11号、昭和52年7月)に、後鳥羽院の玩禽趣味が述べられている。本百首の鳥題も、後鳥羽院の玩禽趣味によるものではないかと思われる。

(5) 橋本不美男氏の「正治百首についての定家・俊成勘返状」(『和歌史研究会会報』第65号、昭和52年12月)などに翻刻紹介されている。

(6) 第二度百首については、拙稿「『正治二年第二度百首和歌』考」(『国語と国文学』第58巻7号、昭和56年7月)を参照いただきたい。

(7) (6)の拙稿で述べている。

(8) 『大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告書』第十一輯「水無瀬神宮文書」(大阪府編刊)に詳しい。

(9) 「編纂」という言葉については、私は次のように理解している。各詠出者の百首がある順序をもって、一冊或いは何冊かに綴じられた状態を、第一義的には編纂とみて、それを編纂本という。しかし、それ以前の、綴じられてはいないけれども、ある順序をもって各人の百首が重ねられ、目録の添えられた状態、そのような、まとまった存在をも広義には編纂と見ておく。従って、ここで言う「編纂」は後者の意にあたる。

(10) (1)の拙稿に於て報告した。

(11) この問題については、拙稿「後鳥羽院『正治初度百首詠』の改作について」(『国語と国文学』第57巻10号、昭和55年10月)で詳しく述べた。

(12) 久保田淳氏は「新古今前後研究断片」の論文中で、「この作者は万葉・古今・和泉式部などの古典に明るく、更に注目されることには西行の作に親しんでいたらしい」と述べられている。また、「いくよわれ月をあはれと久方のおもかはりせぬ物思ふらん(73)」が良経の「いく夜われなみにしほれて貴船河袖に玉ちるもの思ふらん」に、「心さへこぬ夜あまたに成にけりまたしとおもへは猶またれつゝ(74)」が家隆の「いかにせんこぬ夜あまたの郭公またじと思へば村雨の空」に酷似しているとの指摘がある。

※本稿中の和歌の引用は、正治百首は書陵部本により、その他は正統国歌大観による。表記は私意によって漢字をあて、濁点を施した。

#### △付記▽

本稿を成すにあたっては、終始稲賀敬二・位藤邦生両先生の御指導を賜わり、成稿後は、坂本賞三先生の御高覧を忝くした。記して御礼申し上げる。また、仏教関係の資料については、山崎誠の教示に負うところ大であった。

—— 広島大学大学院博士課程後期在学 ——